

小名浜の新たな魅力創造事業
「港と市街地の一体的なまちづくり」計画書

平成 28 年 3 月

小名浜の新たな魅力創造事業に係る
ワーキンググループ
（賑わい・景観部会、交通部会）

- 目 次 -

1. 計画の目的	1
1-1. 計画策定の背景	1
1-2. 計画の位置付け	2
2. 分野別のまちづくり計画	3
2-1. 「賑わい創出」に関する取組み	3
2-1-1. 「賑わい創出」に関する課題と取組みの方向性	3
2-1-2. 「賑わい創出」に関する取組み	4
(1) 回遊促進方策の活動支援組織及びポケットパーク等使用ルール(案)	4
(2) 回遊促進方策(案)～取組み事例集～	11
2-2. 「景観形成」に関する取組み	20
2-2-1. 「景観形成」に関する課題と取組みの方向性	20
2-2-2. 「景観形成」に関する取組み	21
(1) 景観意識啓発方策(案)～取組み事例集～	21
(2) 「独自の景観形成」の実施に向けた景観ルール(各種制度等の活用)	28
2-3. 「交通錯綜軽減」に関する取組み	29
2-3-1. 「交通錯綜軽減」に関する課題と取組みの方向性	29
2-3-2. 「交通錯綜軽減」に関する取組み	30
(1) 広域アクセス路への誘導に資する情報内容や提供手段(案)	30
(2) 駐車場の満・空情報の把握・共有方法と連携方策(案)	33
(3) 小名浜魚市場及びいわき・ら・ら・ミュウ間の交通錯綜軽減方策(案)	36
(4) イオンモール開業後の交通実態に合わせた 交通錯綜軽減に向けたソフト施策(案)	37
資料: 計画策定の経緯、ワーキンググループ委員名簿及び各部会員名簿	40

1. 計画の目的

1-1. 計画策定の背景

小名浜は、古くから港町として栄えてきた歴史を持ち、東北地方有数の工業港として地位を高めるとともに、県内随一の水揚げを誇る漁港区も有し、工業・漁業が地域の産業を支えてきました。

また、1・2号埠頭のアクアマリンパーク（アクアマリンふくしま、いわき・ら・ら・ミュウ、小名浜美食ホテルを中心とした観光施設群）には、年間200万人を超える観光客が訪れていました。

しかし、東日本大震災により、小名浜港では岸壁が破壊され、大型船が乗り上げるなど凄惨な光景を呈し、小名浜港の工業、漁業、観光等の各産業のほか、既成市街地でも多くの建物が甚大な被害を受けました。

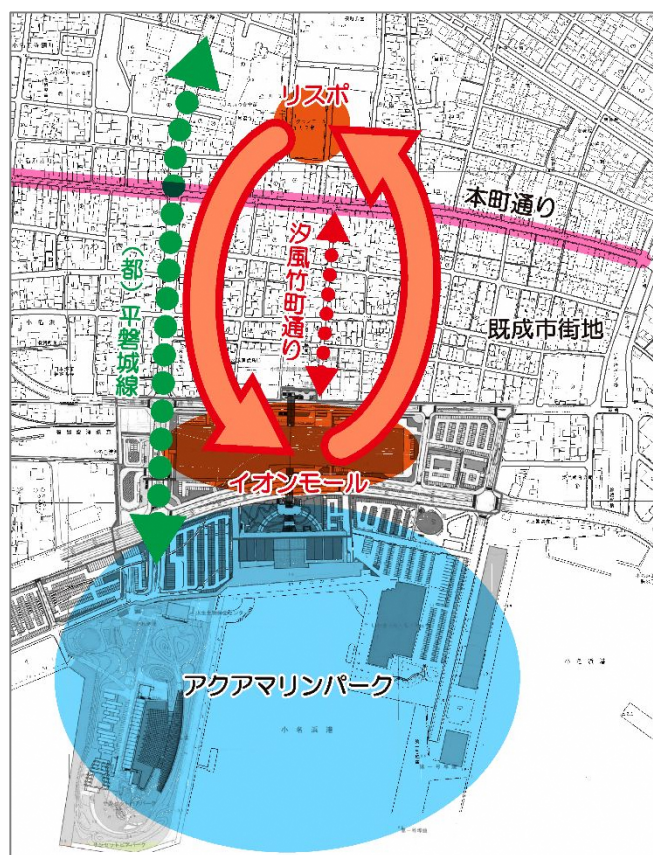
東日本大震災後の小名浜は、いわき市復興ビジョンに位置付けられた「復興のシンボルとしての港を中心とした拠点整備」「港と既成市街地等を一体的に捉えた整備・再生」を方針としてまちづくりが進められています。

特に、アクアマリンパークと既成市街地との間に所在していた小名浜臨海鉄道の小名浜貨物ターミナルが移設され、新たに「都市センターゾーンの開発・整備」が行われることとなったほか、汐風竹町通りの整備が進められるなど、東日本大震災以前より課題となっていた「港と既成市街地の一体化」「観光客を対象とした既成市街地への回遊促進」に対し、解消に向けた基盤（ハード）が確保されることとなりました。

都市センターゾーンの中核となる商業等施設の整備・運営にあたる「開発事業協力者」としてイオンモール株式会社（以下、「イオンモール」という。）が選定され、開業に向けた準備が進められています。

本計画書は、イオンモール開業後の「港と既成市街地の一体的なまちづくり」の実現を目指し、「賑わい創出」「景観形成」「交通錯綜軽減」の視点から必要な施策を取りまとめたものです。

また、取りまとめた各種施策は、小名浜の復興に向けた各種基盤（ハード）整備の効果を高め、既成市街地～イオンモール～アクアマリンパーク間が繋がりに、回遊による賑わい創出に資するソフト的な取組みとなっています。



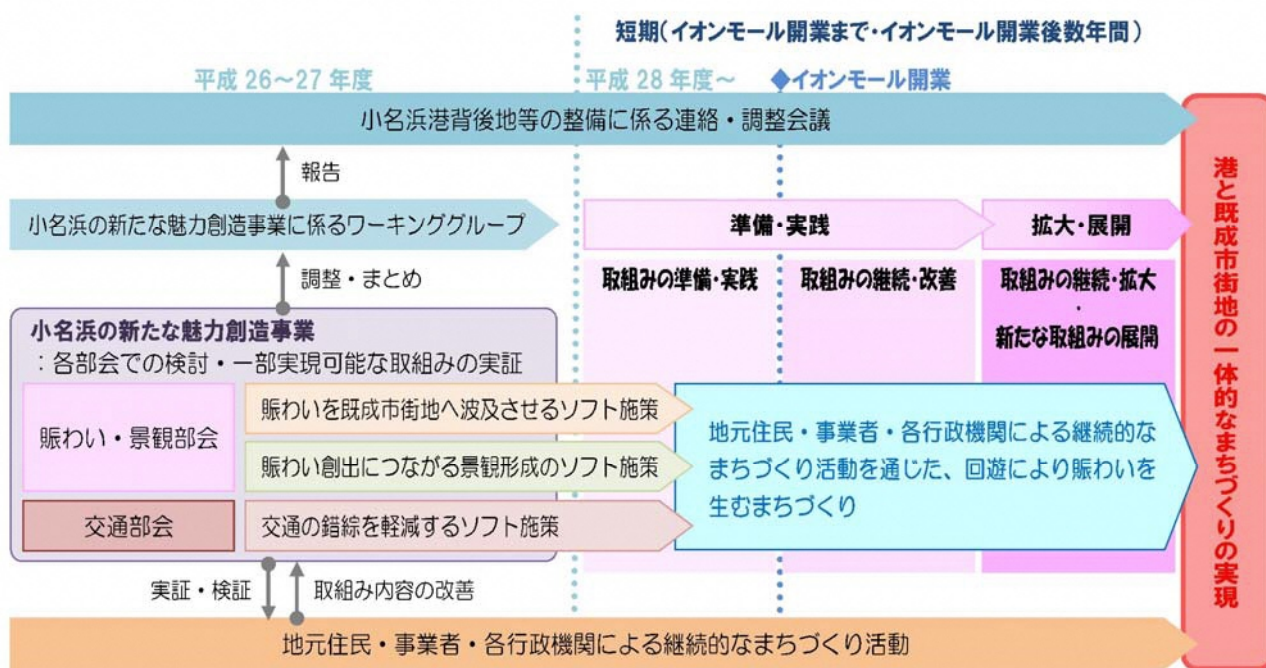
▲ 港と既成市街地の一体的なまちづくりのイメージ

1-2. 計画の位置付け

本計画書は、平成 26～27 年度にかけ福島県の「小名浜の新たな魅力創造事業」の中で策定を行いました。

本計画書の策定に際し、港と既成市街地の一体的なまちづくりに向けた各種取組みを検討する「賑わい・景観部会」「交通部会」、各部会検討成果の調整等を行う「小名浜の新たな魅力創造事業に係るワーキンググループ」を設置し、取りまとめた内容は「小名浜港背後地等の整備に係る連絡・調整会議」にて報告・確認・調整を行いました。

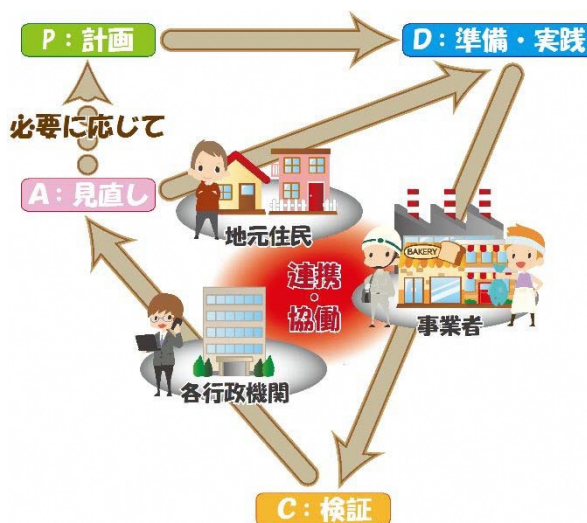
各部会では、地元住民・事業者・各行政機関が主体となる、短期的に実践すべき取組みを検討しました。



▲ 取組みの展開イメージ

本計画書を活用し、イオンモール開業に向け、地元住民・事業者・各行政機関が主体となって各種取組みを準備・実践するとともに、開業後は、取組みの継続・改善、更なる発展を目指します。

また、なるべく多くの地元住民・事業者の方に「小名浜のまちづくり」に参画を促し、「自らがまちを育てていくんだ!」という機運を高めていく事が重要です。



▲ 取組み体制のイメージ

2. 分野別のまちづくり計画

2-1. 「賑わい創出」に関する取組み

2-1-1. 「賑わい創出」に関する課題と取組みの方向性

「賑わい創出」に関し、既成市街地～都市センターゾーン～アクアマリンパーク間の回遊促進による「既成市街地への賑わいの波及」を実現するため、「活動支援体制の構築」や「回遊促進方策の展開」に向けた取組みを進めていきます。

現状と課題の整理

- ◆都市センターゾーンや汐風竹町通りの整備を契機とし、既成市街地～都市センターゾーン～アクアマリンパーク間の回遊を促進し、賑わいを既成市街地へ波及させる必要があります。
 - ◇「人手」「資金」「場所」の不足から、各商店街が実施してきた各種イベント等の取組みを拡大していくことが困難
 - ◇アクアマリンパークと既成市街地が分断されていたが、都市センターゾーンや汐風竹町通りの整備により、港と既成市街地の回遊性が向上
 - ◇来訪者が既成市街地へ向かう目的となる新たな魅力が必要

方向性

- ◆小名浜地区内・外の様々な主体を受け入れ、汐風竹町通りのポケットパーク等での定期的・継続的・高頻度な回遊促進方策の展開を支援する、活動支援体制を構築します。
- ◆アクアマリンパーク及びイオンモール来場者を既成市街地へ引き込み、既成市街地の賑わい創出につながる回遊促進方策を展開します。

今後の取組み内容

- ①回遊促進方策の活動支援体制及びポケットパーク等使用ルール（案）を活用し、**活動支援組織の構築を目指します！**
 - ◆当面は、小名浜地区商店連合会がポケットパークの維持・管理を担い、ポケットパーク等を活用し、自らが回遊促進方策を実践します。
 - ◆地区内・外の新たな活動主体の取込み、活動資金の確保に向け、「活動支援体制及びポケットパーク等使用ルール（案）」の検証や、地区内・外に向けた取組みのPRを進めます。
 - ◆さらに、維持・管理組織から、様々な活動主体に対する調整や取組み支援に関しマネジメントを行う「活動支援組織」への発展を目指します。
- ②「回遊促進方策（案）～取組み事例集～」を活用し、様々な回遊促進方策を展開します！
 - ◆当面は、「取組み事例集」の中から、小名浜地区商店連合会や地元商店会による取組み（ハーマーズマーケット）を中心に実施・改善していきます。
 - ◆さらに、「取組み事例集」を活用した新たな回遊促進方策の展開を図るとともに、個々の取組みに対し活動支援組織がマネジメントを行い、更なる回遊促進を目指します。

2-1-2. 「賑わい創出」に関する取組み

(1) 回遊促進方策の活動支援組織及びポケットパーク等使用ルール(案)

活動支援組織は、既成市街地オープンスペースを活用した定期的・継続的・高頻度な回遊促進方策の展開を実現するため、小名浜地区内・外の様々な活動主体を募集・調整・活動支援等を行うマネジメント組織としての役割を担います。

当面は、小名浜地区商店連合会がポケットパークの維持・管理を担い、道路占用手続き等によりポケットパーク等を活用し、自らが回遊促進方策を実践します。

また、地区内・外の新たな活動主体の取込み、活動資金の確保に向け、「活動支援体制及びポケットパーク等使用ルール(案)」の検証や、地区内・外に向けた取組みのPRを進めます。

さらに、維持・管理組織から、様々な活動主体に対する調整や取組み支援に関しマネジメントを行う「活動支援組織」へと発展し、小名浜地区内・外の新たな活動主体の募集・受付、活動支援の実施による定期的・継続的・高頻度な回遊促進方策の展開を目指します。

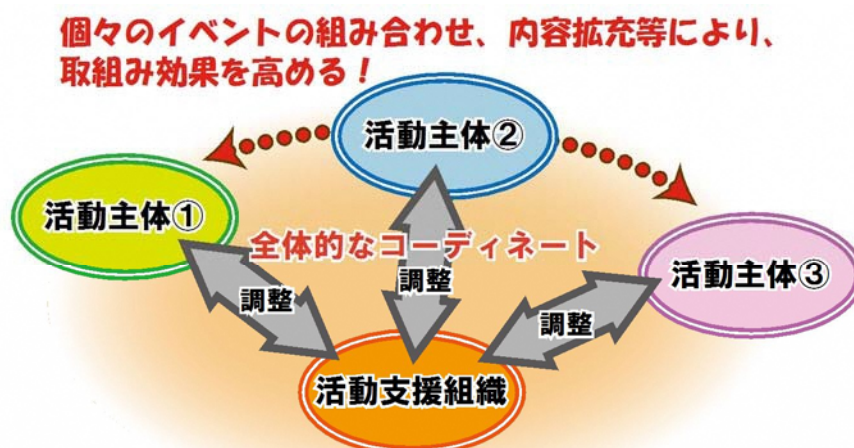


▲ 「維持・管理体制」及び「活動支援体制」構築までの流れ

活動支援組織は、「ポケットパーク等のオープンスペース（公共）」や「空地・空き店舗等（民間）」を道路占用等により確保し、小名浜地区内・外の様々な活動主体に「回遊促進方策の場」を提供します。

また、イベントの募集・受付時においては、個々の活動主体に対しイベントの組み合わせや内容の拡充提案を行うなど、回遊促進方策に係る全体的なコーディネートを行い、取組み効果を高めています。

なお、活動支援組織の活動資金として、様々な活動主体から「運営・利用促進への協力金」や「必要資材の貸出料金」を徴収します。



▲ 活動支援組織の役割

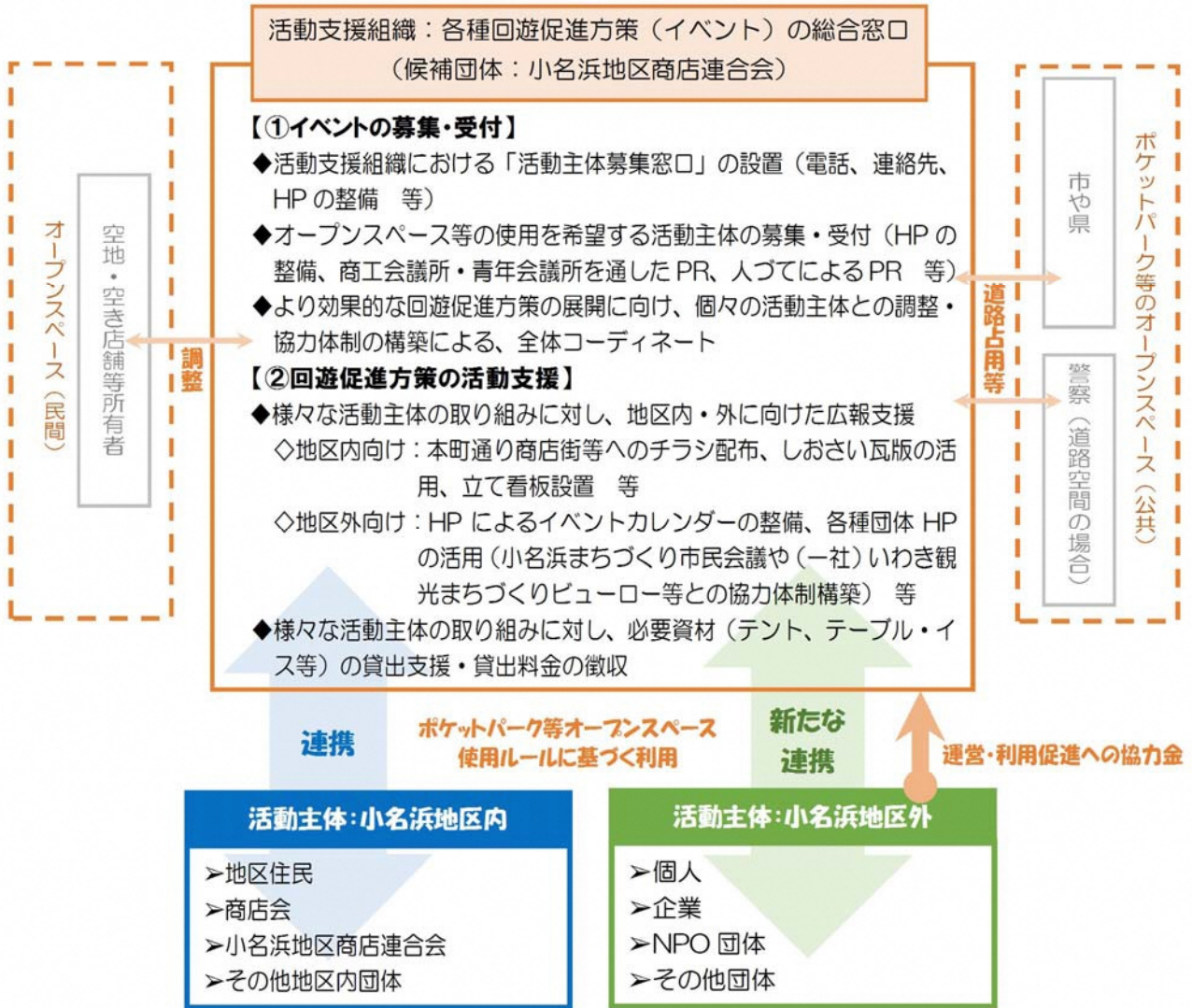
ポケットパーク等使用ルールは、汐風竹町通りポケットパーク等を対象とし、「地区住民や来街者が憩い、また、賑わい創出に関する各種活動を行う場」として活用していくため、管理・運営を担う活動支援組織が、ポケットパーク等利用希望者に対しお願いする内容を記載したものです。

《ポケットパーク等使用ルール(案)の構成》

- ◆ 申 込 の 基 準：ポケットパーク等での取組みを認める活動内容
- ◆ 利 用 時 間 帯：ポケットパーク等の使用が可能な時間帯
- ◆ 利 用 申 込 方 法：利用の申込方法と申込窓口の連絡先
- ◆ 利 用 受 付 開 始 時 期：申込の受付期間
- ◆ 利 用 内 容 の 変 更 ・ 取 り 消 し：利用内容の変更・取り消しに関する届出内容
- ◆ 利 用 の 不 承 認：ポケットパーク等での取組みを認めない活動内容
- ◆ 運 営 ・ 利 用 促 進 へ の ご 協 力：協力金及び電気・水道料金の支払額
- ◆ 運 営 ・ 利 用 促 進 へ の 協 力 金 の 返 還：協力金の返還に関する取り決め
- ◆ 備 品 の 貸 出：貸出可能な備品と貸出料金の支払額
- ◆ 注 意 事 項：関係機関等への届出のお願いや遵守事項の内容 等

タウンモールリスポ周辺、本町通り、汐風竹町通りを中心とした、既成市街地オープンスペースを活用し、
定期的・継続的・高頻度な取り組みの実現

地域の方々の負担を減らし、既成市街地の“オープンスペース”を広く使ってもらうために・・・



▲ 活動支援組織の取り組み内容

▼ ポケットパーク等使用ルール（案）

ご利用に当たって

汐風竹町通りのポケットパークは、地区住民や来街者が憩い、また、賑わい創出に関する各種活動を行う場として、(活動支援組織)が管理・運営を行っております。

たくさんの方々に気持ちよくご利用いただき、たくさんの方々にお越しいただきたいと考えていることから、次のことにお守りください。

申込の手続きと届け出

■ 申込の基準

次のいずれかに該当する事業で、汐風竹町通りや本町通り等の賑わいの創出を図り、人の集まるまちづくり及び地域振興に寄与すると認められる活動やイベント、広報宣伝等を行う者に対し、ポケットパークを貸し出すものとします。

- (1) 汐風竹町通り及び本町通り等の賑わいづくりに関する事業
- (2) 地域経済の発展に関する事業
- (3) 芸術又は文化の創造に関する事業
- (4) スポーツ又はレクリエーションの振興に関する事業
- (5) 社会福祉の増進に関する事業
- (6) 地域間交流又は都市間交流に関する事業
- (7) 前に掲げるもののほか、(活動支援組織)が適当と認めた事業

■ 利用時間帯

ポケットパークの利用時間は、次の表の左欄に掲げる利用区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとします。

ただし、(活動支援組織)が必要と認めたときは、午前9時前又は午後6時後においても利用することができます。

利用区分	利用時間
全日	午前9時から午後6時まで
午前	午前9時から午後1時まで
午後	午後1時から午後6時まで

■ 利用申込方法

「ポケットパーク利用申込書」に必要事項を記入し提出してください。提出いただいた申込書の内容について、(活動支援組織)が確認し、後日、利用承認証を発行いたします。

なお、利用承認にあたり、ポケットパークの管理・運営上必要な条件を付ける場合がありますのでご了承ください。

《申込先》(活動支援組織)

(住所、電話・FAX番号、E-Mail、受付時間)

■ 利用受付開始時期

利用を希望する最初の日の3ヶ月前から1ヶ月前までに「ポケットパーク利用申込書」を提出してください。

利用申込の承認は、原則として申込順とします。

■ 利用内容の変更・取り消し

承認を受けた活動やイベント等の内容・利用時間等について、利用者側の都合により変更や取りやめをする場合には、(活動支援組織)へ届け出をしてください。

また、利用者が利用の承認の取り消しを申し出た場合のほか、利用案内や当該承認の条件に違反したときは、当該承認の条件の変更や停止、または承認の取り消しを行う場合があります。

■ 利用の不承認

次のいずれかに該当する場合、利用申し込みをお受けできません。

- (1) 活動やイベント等の内容が公序良俗に反する恐れがあるとき
- (2) 施設を破損させる恐れがあるとき
- (3) 地域振興等の目的に反するとき
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になる恐れがあるとき
- (5) 前に掲げるもののほか、(活動支援組織)がその利用を不相当と認めたとき

■ 運営・利用促進へのご協力

利用にあたっては、汐風竹町通りや本町通り等を広くPRするための協力費として、下記の利用区分に応じた「運営・利用促進への協力金」を利用承認証受け取り時に前納願います。

また、電気施設または水道施設を利用する場合には、これらの施設に係る電気料金又は水道料金の実費相当分を後納願います。

利用区分	運営・利用促進への協力金
全日	●●●円
午前	●●●円
午後	●●●円

■ 運営・利用促進への協力金の返還

既納の「運営・利用促進への協力金」は、返還しません。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部または一部を返還します。

- (1) 雨天その他利用者の責めに帰すことができない理由によりポケットパークが利用できなかったとき
- (2) 利用者が、利用日の1ヶ月前に当たる日までに利用の取り消しを申し出たとき
- (3) (活動支援組織)の都合により、ポケットパークの利用承認を取り消したとき
- (4) 前に掲げるもののほか、(活動支援組織)が必要と認めたとき

■ 備品の貸出

(活動支援組織) 所有の備品を貸し出します。必要な備品がある場合は、「ポケットパーク利用申込書」に希望する備品の内容・数量を記載し提出してください。

貸し出し可能な備品及び利用料金は、下表のとおりです。これらの備品に係る利用料金は、備品返却時に後納願います。

備品	利用料金
テント (2間×3間)	●●●円/張
パイプ椅子	●●●円/脚
折りたたみテーブル (W1500×D600×H700)	●●●円/脚
カラーコーン	●●●円/個
(※その他貸し出し可能な備品を追加)	...

注意事項

■ 関係機関等への届出

法令に定められた関係機関（消防、保健所）等への許可申請については、必ず利用者側が行ってください。

なお、道路管理者への「道路占用許可申請」及び警察への「道路使用許可申請」に限り、（活動支援組織）が申請を代行します。

■ 権利の譲渡等の禁止

利用者は、ポケットパークの利用に係る権利を第三者に譲渡または転貸することはできません。利用が不正に行われた場合、その場で利用を中止させていただきます。

■ 遵守事項

利用者は、次に掲げる事項を遵守してください。違反したときは、ポケットパークの利用を中止させていただくほか、悪質な違反と認められる場合は、次回以降の利用をお断りさせていただきます。

- （１）広場の入場者の安全確保の措置を講ずること
- （２）広場を利用する際は、利用承認証を携帯すること
- （３）必要な防災・防犯上の措置を講ずること
- （４）広場の施設を汚損・損傷、または滅失したときは、ただちに（活動支援組織）へ届け出ること
- （５）広場の利用に際し、利用者においてごみ等の処分及び利用後の清掃を実施し、活動やイベント等の終了後、使用前の状態に回復すること
- （６）前に掲げるもののほか、管理上必要な事項について（活動支援組織）の指示に従うこと

■ 損害賠償の義務

利用者は、ポケットパークの利用に当たり、（活動支援組織）または第三者に損害を与えた場合、賠償責任を負っていただきます。

■ 出展者等の事前チェック

ポケットパーク周辺住民及び来街者等とのトラブルを事前に防ぐため、フリーマーケット等の参加者全員の名簿を事前に提出してください。

■ 駐車場の対策

活動やイベント等の実施にあたり駐車場が必要な場合は、事前に（活動支援組織）へ必要台数を申し出、駐車場の場所等について協議してください。

(2)回遊促進方策(案)～取組み事例集～

「回遊促進方策」は、今後、アクアマリンパーク及びイオンモール来場者等を対象とした既成市街地への回遊促進を実現させるため、小名浜地区内・外の様々な活動主体による、既成市街地における新たな魅力（目的）づくりを進める具体的な取組みとなるものです。

「回遊促進方策（案）～取組み事例集～」は、回遊促進方策の展開を進める際、その活動や取組みの一助として活用していくことを目的としています。

当面は、小名浜地区商店連合会や各商店が中心となった「ハーマーズマーケット」を定期的・継続的に実践しつつ、その他の回遊促進方策の展開を目指します。

▼ 回遊促進方策（案）一覧

施策名		方策の内容
①	ハーマーズマーケット	小名浜地区内の各商店から持ち寄った、様々な品の販売・展示
②	まちなかカフェ	簡易な喫茶コーナーの設置による、来街者の憩い・休憩の場の提供
③	手作り創作品の展示・販売	手作りの民芸・工芸・美術品等の展示・販売
④	蚤の市、フリーマーケット	フリーマーケットや蚤の市による、多種・多様な商品の販売
⑤	魚の販売・PR	試験操業で水揚げされた魚介類の販売等
⑥	大漁旗巡り	大漁旗の展示・飾り付けによる「漁業のまち小名浜」の雰囲気づくり
⑦	食品や工芸品等の制作体験	食品や工芸品等の制作体験イベントの実施
⑧	各種体験講座	小名浜の文化や歴史を学べる体験型の生涯学習イベントの実施

《「回遊促進方策(案)～取組み事例集～」を活用する際のポイント》

- ◆各種回遊促進方策を展開していく際は、取組みの効果をより高めていくために、「取組む場所・時間」「方策間（活動主体間）の連携」について工夫を行うことが重要です。
- ◆「取組む場所・時間」は、人が集まりやすい場所・時間帯を考慮することが重要です。
 - 例) ●当面は、「汐風竹町通り・本町通り交差点ポケットパーク」「(一)小名浜港線沿道ポケットパーク」「横町モール」など、買い物客や通行者の目につきやすい場所・時間を中心として、定期的実施
 - 数か月に1度など、「汐風竹町通りのポケットパークの全て」など、複数会場で回遊促進方策を同時に実施し、来街者がより一層「歩き・巡り・楽しむ」場を提供する
 - タウンモールリスポやイオンモール、アクアマリンパークでのイベントと連動し、地域全体をイベント会場と見立てた回遊促進を展開
- ◆「方策間（活動主体間）の連携」は、活動主体それぞれが得意とする様々な回遊促進方策を同日・同時間に複数会場で実施するなど、取組みの「多様性」を高めていくことが重要です。
- ◆さらに、「取組む場所・時間」「方策間（活動主体間）の連携」等の工夫し、より効果的な回遊促進方策の展開を実現するため、活動支援組織が個々の回遊促進方策をコーディネートし、様々な活動主体との調整・協力体制の構築等を進めていくことが重要です。

《取組み事例集》

取組み事例①：ハーマーズマーケット【当面の実践方策】

<p>活動主体 (企画・運営主体)</p>	<p>◆小名浜地区商店連合会</p>
<p>実施主体</p>	<p>◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店</p>
<p>方策の内容</p>	<p>◆小名浜地区内の各商店から持ち寄った、様々な品の販売・展示</p> <p>◆本方策を通じた、「買い物客と出店者とのコミュニケーションの場の創出」や「実店舗における新たな買い物客の獲得及び販売促進」</p> <p style="text-align: center;">▼ 方策イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">写真：平成 27 年度小名浜絆まつり：ハーマーズマーケット</p>
<p>取組み効果をも高めるための工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆各商店の「日常の商売の延長」として本方策を展開し、各商店からの「持ち寄り」を促すことで、方策運営の手間・費用の縮減を図る ◆参加・協力する小名浜地区商店連合会加盟店により、販売・展示の内容や規模等を決定するが、取組みの「多様性」を高めていくため、積極的な参加・協力要請を進める ◆販売・展示する品は無いが取組みへの協力をいただける商店については、会場内での準備や商品案内など、運営サポートに対する協力を依頼 ◆各商店会・各店舗のPRを積極的に行うため、販売・展示の品に商店名を記載するなど、宣伝の工夫を実施 ◆各商店会で連携し、各商店の品をパッケージ・改良等による新商品開発の場としても活用
<p>他都市の参考事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ファーマーズマーケット：愛知県岡崎市 ⇒「食と農によるまちづくり」「地産地消」をテーマに、毎月第1・第3土曜日に地元農家、商店主が集まりファーマーズマーケットを開催 ◆GOGO 商店街朝市：神奈川県横浜市南区 ⇒5 商店街の約 20 店舗が商品を持ち寄り、区役所内広場にて商品を販売。無料でつきたてのもちの「ふるまい」も実施



取組み事例②:まちなかカフェ

<p>活動主体 (企画・運営主体)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆小名浜絆まつりに参加した小名浜地区内外の団体（いわき新鮮組、WIN-D 等） ◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店 等
<p>実施主体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆小名浜絆まつりに参加した小名浜地区内外の団体（いわき新鮮組、WIN-D 等） ◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店 等
<p>方策の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆簡易な喫茶コーナーの設置による、来街者の憩い・休憩の場の提供 ◆本方策を通じた、「商品の販売促進」や「小名浜地区での新規出店者の獲得」 <p style="text-align: center;">▼ 方策イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: right;">出典：大月市ホームページ</p>
<p>取組み効果を高めるための工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆新鮮揚げ等のいわき特産品を使用した商品の販売など、商品のPRを展開する場としても活用 ◆「チャレンジショップ」の場としても活用し、販売者にとって「気軽に参加しやすい場」とすることで、多くの販売者の参画を促進するとともに、小名浜地区での飲食展開を希望する新規出店希望者を獲得 ◆地域の障がい者施設（社会福祉法人誠心会：ワークセンターしおさい）との連携による「焼うどんの販売（花火大会で実績有り）」など、商売の枠を超えた参加団体の拡大により、出店内容を充実化 ◆「手作り創作品販売」との同時開催により、「作品の鑑賞・購入、作者とのコミュニケーション」をのんびりと休憩しながら楽しんでもらうことも有効
<p>他都市の参考事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆久屋大通オープンカフェ：愛知県名古屋市 ⇒「賑わい形成」に資する歩行者のための休憩施設として、道路上に民間主導によるオープンカフェを展開 ◆ネオ屋台村：東京都千代田区 ⇒東京国際フォーラム内の民地を活用し、周辺企業の労働者や来訪者を対象とした移動販売者によるランチ提供を展開

取組み事例③：手作り創作品の展示・販売

<p>活動主体 (企画・運営主体)</p>	<p>◆UDOK、 ◆地区内外の作家団体 等</p>
<p>実施主体</p>	<p>◆UDOK、 ◆地区内外の作家団体 等</p>
<p>方策の内容</p>	<p>◆手作りの民芸・工芸・美術品等の展示・販売 ◆本方策を通じた、「買い物客と販売・展示者とのコミュニケーションの場の創出」や「展示・販売する作家の認知度向上や小名浜地区での新規出店者の獲得」</p> <p style="text-align: center;">▼ 方策イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: right;">出典：千葉市ホームページ</p>
<p>取組み効果をも高めるための工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆各作家の展示・販売品のPRを展開する場としても活用 ◆「チャレンジショップ」の場としても活用し、展示・販売者にとって「気軽に参加しやすい場」とすることで、多くの作家等の参画を促進するとともに、小名浜地区での展示・販売展開を希望する新規出店希望者を獲得 ◆手作りの民芸・工芸・美術品等の展示・販売に際し、一定程度取組みが定着した段階で、個別団体の募集のみではなく、個人の募集も実施し、展示・販売内容の充実化を図る ◆「食品や工芸品等の制作体験イベント」との同時開催により、参加者が「遊ぶ・創る」体験ができる場を提供することも有効 ◆「まちなかカフェ」との同時開催により、「作品の鑑賞・購入や作者とのコミュニケーション」をのんびりと休憩しながら楽しんでもらうことも有効
<p>他都市の参考事例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆日本大通りパラソルカフェ&ギャラリー2002：神奈川県横浜市中央区 ⇒区内の日本大通りの歩道を活用し、ギャラリーや花屋の設置のほか、オープンカフェやステージでのパフォーマンスの実施等を展開 ◆パラソルギャラリー&ユニバーサルカフェ：千葉県千葉市 ⇒中心市街地内に位置する中央公園を中心に、市民参加による作品展示やパフォーマンスのほか、オープンカフェを展開



取組み事例④：蚤の市、フリーマーケット

<p>活動主体 (企画・運営主体)</p>	<p>◆NPO法人ザ・ピープル ◆タウンモールリスポ 等</p>
<p>実施主体</p>	<p>◆NPO法人ザ・ピープルの会員 ◆タウンモールリスポでの「蚤の市」出店者 等</p>
<p>方策の内容</p>	<p>◆フリーマーケットや蚤の市による、多種・多様な商品の販売 ◆本方策を通じた、「買い物客と出店者とのコミュニケーションの場の創出」</p> <p style="text-align: center;">▼ 方策イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">出典：道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン（国土交通省）</p>
<p>取組み効果を高めるための工夫</p>	<p>◆タウンモールリスポを会場とした既存の取組みである「蚤の市」については、ポケットパーク等オープンスペースを活用し、第2・第3会場として買い物の回遊を促進</p> <p>◆フリーマーケットでは、「ハワイアングッズのみ」「ヴィンテージ品のみ」など、テーマ性をもたせたフリーマーケットとすることも有効</p> <p>◆取組みの「多様性」を高めていくため、フリーマーケットと蚤の市を同時開催し、汐風竹町通り全体を会場として開催（歩行者天国化）することも有効</p> <p>◆朝・夕時間帯に開催時間帯を限定し、「朝市・夕市」として地域の方にターゲットを絞った展開も有効</p>
<p>他都市の参考事例</p>	<p>◆街路市：高知県高知市 ⇒中心市街地内の市道（歩道・車道）を活用し、農産物や海産物、樹木等を販売</p> <p>◆ボロ市：東京都世田谷区 ⇒区内のボロ市通り（区道）を中心に、周辺道路や公園などの広範囲で約700店以上の露店にて古物を販売</p>

取組み事例⑤：魚の販売・PR

<p>活動主体 (企画・運営主体)</p>	<p>◆小名浜地区商店連合会 ◆小名浜機船底曳網漁業協同組合 ◆小名浜地区商店連合会加盟の鮮魚店 等</p>
<p>実施主体</p>	<p>◆小名浜地区商店連合会 ◆小名浜機船底曳網漁業協同組合 ◆小名浜地区商店連合会加盟の鮮魚店 等</p>
<p>方策の内容</p>	<p>◆試験操業で水揚げされた魚介類の販売等 ◆本方策を通じた、「魚介類の販売促進」や『「漁業のまち 小名浜」のイメージアップ」</p> <p style="text-align: center;">▼ 方策イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: right;">《左》 写真：そうま浜フェス 2015 《右》 出典：漁村活性化優良事例集（水産庁）</p>
<p>取組み効果をも高めるための工夫</p>	<p>◆小名浜魚市場を会場とした既存の取組みである「いわき魚まつり」の第2・第3会場として、買い物等の回遊を促進 ◆漁の状況に応じ、既成市街地のみで「規模を縮小したいわき魚まつり」を実施するなど、「漁業のまち 小名浜」の雰囲気づくりを展開 ◆試験操業で水揚げされた魚介類の販売や「ふるまい」、小名浜で水揚げされる魚介類の紹介など、「漁業のまち 小名浜」の積極的なPRを展開 ◆購入した魚介類をその場で自らが焼き・食すことのできる「浜焼きスペース」を設置するなど、小名浜の魚介を現地で体感できる機能を設置することも有効 ◆「大漁旗巡り」との同時開催により、参加者が小名浜の漁業・魚介類について「見る・遊ぶ・食す」体験ができる場を提供することも有効</p>
<p>他都市の参考事例</p>	<p>◆そうま浜フェス 2015：福島県相馬市 ⇒地場産魚介類のPRのため、イベント参加者に相馬名物のあんこう汁と浜焼きの「ふるまい」を実施 ◆東北 食のカ プロジェクト：宮城県仙台市 ⇒漁業者と飲食店の協働により、海産物等の物販やPRイベントの実施のほか、地域食材の定番化・ブランド化を展開</p>

取組み事例⑦：食品や工芸品等の制作体験

<p>活動主体 (企画・運営主体)</p>	<p>◆小名浜地区商店連合会 等</p>
<p>実施主体</p>	<p>◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店 ◆その他、食品や工芸品等の制作・販売団体 等</p>
<p>方策の内容</p>	<p>◆食品や工芸品等の制作体験イベントの実施 ◇魚の干し物の作成・体験 ◇ミニ畳や畳のコスターなど、イグサを使用した小物の作成・体験 ◇花の定植やフラワーアレンジメントの体験 等</p> <p>◆本方策を通じた、「参加者間や参加者と指導者間のコミュニケーションの場の創出」</p> <p style="text-align: center;">▼ 方策イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: right;">出典：《左》静岡県ホームページ 《右》飛騨市ホームページ</p>
<p>取組み効果をも高めるための工夫</p>	<p>◆「日常の商売の延長」として、各商店・商品のPRを展開する場としても活用</p> <p>◆参加・体験型のイベントを通じ、実施主体と参加者、参加者間の新たなコミュニケーションの場を創出</p> <p>◆食品や工芸品等の制作体験イベントの協力者として、地域の高齢者の参画を促進し、社会参加や世代間交流等による生きがい創出を図ることも有効</p> <p>◆「手作り創作品の展示・販売」との同時開催により、参加者が「品の鑑賞・購入や作者とのコミュニケーション」ができる場を提供することも有効</p>
<p>他都市の参考事例</p>	<p>◆和紙の制作体験イベント：岐阜県飛騨市 ⇒独特の手法により作られてきた「山中和紙」の紙すき体験の実施のほか、地元保育園の園児を対象として、自分の卒園証書の制作を実施</p> <p>◆加賀てまりづくり体験：石川県金沢市 ⇒郷土玩具である「加賀てまり」の制作体験イベントを実施</p>

取組み事例⑧：各種体験講座(魚食講座、天狗踊り講座 等)

<p>活動主体 (企画・運営主体)</p>	<p>◆小名浜地区商店連合会 ◆小名浜機船底曳網漁業協同組合 ◆地域の文化に精通している地区住民 等</p>
<p>実施主体</p>	<p>◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店 ◆その他、食品や工芸品等の制作・販売団体 等</p>
<p>方策の内容</p>	<p>◆小名浜の文化や歴史を学べる体験型の生涯学習イベントの実施 《例1：魚食講座》 ◇子どもを対象とした「魚の上手な食べ方の講座」や、親を対象とした「魚のさばき方の講座」の実施 《例2：天狗踊り講座》 ◇過去に実施していた、小名浜天狗踊りの「踊り方講座」の実施 ◆本方策を通じた、「参加者間や参加者と指導者間のコミュニケーションの場の創出」</p> <p style="text-align: center;">▼ 方策イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: right;">出典：漁村活性化優良事例集（水産庁）</p>
<p>取組み効果をも高めるための工夫</p>	<p>◆体験講座を通じ、実施主体と参加者、参加者間の新たなコミュニケーションの場を創出 ◆体験講座の協力者として、地域の高齢者の参画を促進し、社会参加や世代間交流等による生きがい創出を図ることも有効</p>
<p>他都市の参考事例</p>	<p>◆お魚料理講習会：北海道根室市 ⇒地元住民を対象とした地場の魚を用いた料理教室を開催し、魚食の推進と地産地消の拡大を展開 ◆魚食学習：兵庫県たつの市 ⇒「魚食普及」「地産地消」等を目的として、市の教育活動とも連携した小学生を対象とした魚食学習を実施</p>

2-2. 「景観形成」に関する取組み

2-2-1. 「景観形成」に関する課題と取組みの方向性

「景観形成」に関し、今後の景観の変化や来街者に配慮した「賑わい創出につながる景観形成」を実現するため、「景観意識啓発方策の展開」に向けた取組みを進めていきます。

現状と課題の整理

- ◆港と既存市街地の一体的なまちづくりを目指し、都市センターゾーンの整備による景観の変化や来街者への配慮に対応し、賑わい創出につながる景観形成を推進する必要があります。
 - ◇鹿島街道の一部を除く既存市街地では、景観形成のルールがなく、開発圧力の高まりが予想される幹線道路沿道を中心とした景観の悪化が懸念
 - ◇小名浜まちづくり市民会議や小名浜地区商店連合会が修景整備（花壇・ベンチ等）を進めており、地域に取組みを波及させ、修景を通じたまちづくりの機運を盛上げることが必要

方向性

- ◆既存市街地における新たな魅力づくりに資する、良好な景観づくりを進めます。
- ◆地区住民や商店、団体等が広く参加できる意識啓発方策を展開し、小名浜の景観づくりに向けた「理解と協力を得るための素地づくり」を行います。

今後の取組み内容

- ①「景観形成に向けた継続的な意識啓発方策（案）～取組み事例集～」を活用し、**多くの方の景観意識の高揚を図ります！**
 - ◆当面は、現在の小名浜（雑多な雰囲気）を継承しつつも、「周囲への配慮」や「来街者に見られる意識」等の観点から、景観意識啓発に係る取組みを継続的に実践していきます。
 - ◆また、「取組み事例集」の中から、**小名浜まちづくり市民会議や小名浜地区商店連合会が中心となり、景観意識啓発方策を実践しつつ、取組み内容や参加者の範囲を拡大**していきます。
 - ⇒既存の取組み：本町通り等への修景整備（花壇・ベンチ等）の拡大・展開
 - ⇒新たな取組み：「小名浜のまちを花で飾る！」取組みの実践・拡大
：「取組み事例集」を活用した、その他の景観意識啓発方策の準備・実践
 - ◆さらに、景観意識啓発に係る取組みを継続しつつ、**取組み内容の充実・参加者の拡大等を図り、取組み成果の積み重ねによる「地域の景観の質の向上」**を目指します。
 - ◆地区住民や商店、団体等の「独自の景観形成」に対する要請が高まった際は、汐風竹町通りや行政区等の単位における景観ルールを設けるなど、より実効的な「景観づくり」を展開し、更なる地域の景観の質の向上を目指します。



▲ 良好な景観づくりに向けた取組み手順

2-2-2. 「景観形成」に関する取組み

(1) 景観意識啓発方策(案)～取組み事例集～

「景観意識啓発方策」は、今後、小名浜地区における「景観づくり（景観形成や景観形成に係るルール化等）」を実現するため、その主体となる地区住民や商店、団体等が広く参加でき、その取組みを通して「景観を考え」、「景観を作る・守る方法を知る」きっかけとなるものです。

「景観形成に向けた継続的な意識啓発方策（案）～取組み事例集～」は、景観意識啓発方策の展開を進める際、その活動や取組みの一助として活用していくことを目的としています。

当面は、小名浜まちづくり市民会議や小名浜地区商店連合会が中心となった修景整備や「小名浜のまちを花で飾る！」取組みを定期的・継続的に実践しつつ、その他の景観意識啓発方策の展開を目指します。



▼ 景観意識啓発方策（案）一覧

施策名		方策の内容
①	「景観を作る！」取組み	本町通り等を対象とし、既存の修景整備（花壇・ベンチ等）を拡大・展開する
②	「小名浜のまちを花で飾る！」取組み	花卉を育成し、育てた花卉を軒先や店頭等に配置することで地域の美化を進める
③	「ゴミのないまちを目指す！」取組み	行政区や商店会単位等で、定期的に道路や家・店舗周辺、河川等の一斉清掃を実施し、地域の美化を進める
④	「まちの風景を切り取り、再認識する！」取組み	小名浜の街並み・風景を対象として写真撮影やスケッチ等を行い、その作品を用いた展示やコンクール等を行い、地域の景観を再認識する
⑤	「景観形成の取組み事例・方法を学ぶ！」取組み	パネル展示や座学等により、景観形成の取組み事例や方法を学ぶ
⑥	「小名浜の風景の成り立ちを学ぶ！」取組み	「小名浜らしい風景の発掘」や「小名浜の歴史学習」等のワークショップを開催し、小名浜地区の景観形成の成り立ち等について学ぶ

《「景観意識啓発方策(案)～取組み事例集～」を活用する際のポイント》

- ◆各種意識啓発方策を展開していく際は、地区住民や商店、団体等の参加者に対し「景観を考えるきっかけとなるもの」「景観を作る・守る方法となるもの」など、取組みの目的を明確に伝えたいうえで実施することが重要です。
- ◆さらに、取組みの効果をより高めていくために、「取組む場所」「ターゲットとする参加者」について工夫を行うことが重要です。
- ◆「取組む場所」については、地区住民や来街者の目につきやすいような場所を活動や取組みのフィールドとし、「見える化」を図ることで、積極的なPR及び新たな参加者の取り込みを図る工夫をすることが重要です。
- ◆「ターゲットとする参加者」については、祖父母・両親・子どもが参加できる内容とするなど、多世代交流を合わせて進め、意識啓発の効果を高めていくことが重要です。
- ◆各種意識啓発方策は、地区住民や商店・団体等からより多くの参加を促進するため、「①活動する」「②楽しむ」「③学ぶ」の視点で取組み内容を決定することが重要です。
 - ①活動する：自治会活動等の一環として、景観について考える機会を創出
 - ②楽しむ：参加者が楽しめるような取組みを通じ、景観について考える機会を創出
 - ③学ぶ：景観づくりの取組み事例等を学ぶ機会を通じ、景観に触れる機会を創出

《取組み事例集》

取組み事例①：「景観を作る！」取組み【当面の実践方策】	
分類	①活動する
活動主体	◆小名浜まちづくり市民会議 ◆小名浜地区商店連合会
想定される参加者	◆地区住民 ◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店 ◆小名浜地区内の団体 等
方策の内容	<p>◆本町通り等を対象とし、既存の修景整備（花壇・ベンチ等）を拡大・展開する</p> <p style="text-align: center;">▼ 方策イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">写真：まちづくりステーション小名浜前の花壇整備、本町通り街灯のフラグ取付け</p>
取組み効果を高めるための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ◆来街者にとって「見て楽しめる街」に繋がる景観づくりを進めつつ、ベンチの設置による休憩スペースを確保するなど、来街者の回遊を支援する事が重要 ◆商店会や通りでテーマを決定し、そのテーマに合わせた統一的なデザインの看板の設置など、通りを印象付ける取組みを展開していく事も有効 ◆景観づくりを行う際は、地域住民や各商店など、景観づくりを行う主体間で、出来形のイメージを共有する事が重要 ◆地域住民や各商店など、景観づくりを行う様々な主体が楽しみながら参加できる工夫として、特定のテーマの中で各主体が自店舗や自宅の景観づくりを進め、修景大賞（地区内表彰）を行うことも考えられる
他都市の参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ◆アイアン看板探して店ラリー：東京都町田市 ⇒2つの商店会（玉川学園商店会、玉川学園南口商店会）で、「アートのある街」をキャッチフレーズに、メルヘンチックな統一アイアン看板を設置し、各看板の画像を頼りに探し歩く「看板めぐり」により回遊促進を実施 ◆歩いて楽しい街づくり：愛知県豊田市 ⇒桜町本町通り商店街で、桜のデザインをあしらった統一ファサードや商店街名の入った統一看板、統一ロゴ、タペストリーの設置等の景観整備を実施

取組み事例③:「ゴミのないまちを目指す！」取組み

分類	①活動する
活動主体	◆各行政区 ◆小名浜まちづくり市民会議 等
想定される参加者	◆地区住民 ◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店 等
方策の内容	◆行政区や商店会単位等で、定期的に道路や家・店舗周辺、河川等の一斉清掃を実施し、地域の美化を進める ▼ 方策イメージ  <p>写真：《左》汐風竹町通りポケットパーク整備予定地での草刈り作業 《右》そうま浜フェス2015</p>
取組み効果 を高めるための工夫	◆「クリーンピー応援隊（：いわき市のボランティア清掃活動の支援制度）※」の活用により、清掃活動の支援を受けることも考えられる ※年間を通じて定期的に実施（概ね3ヶ月に1回以上）する場合に活用可能な支援制度
他都市の参考事例	◆そうま浜フェス2015：福島県相馬市 ⇒原釜尾浜防災緑地整備予定地におけるイベント開催時のプログラムの一部として、「砂浜クリーンアップ作戦」としてイベント参加者が海水浴場の清掃活動を実施 ◆地域環境美化清掃活動：東京都世田谷区 ⇒毎年度2回、地域住民や小学校・中学校、地元企業等の参加による清掃活動を実施し、「まちを綺麗にする事のやりがい」等を醸成



取組み事例④：「まちの風景を切り取り、再認識する！」取組み

分類	②楽しむ
活動主体	◆UDOK. ◆小名浜まちづくり市民会議 等
想定される参加者	◆地区住民 ◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店 等
方策の内容	<p>◆小名浜の街並み・風景を対象として写真撮影やスケッチ等を行い、その作品を用いた展示やコンクール等を行い、地域の景観を再認識する</p> <p style="text-align: center;">▼ 方策イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">出典：《左》景観まちづくり講座事例集（国土交通省） 《右》北見市景観フォトコンテスト等の取組について（北見市）</p>
取組み効果 を高めるための工夫	<p>◆「小名浜の風景の成り立ちを学ぶ！」取組みとの同時開催により、特定の小名浜地区内の資源（うだつのあるまち並み、寺社 等）を対象とした写真撮影等と合わせ、当該資源の歴史的背景や特徴等に関し学ぶことのできる場を創出することも有効</p> <p>◆地区で作成する観光情報等のマップに、写真撮影やスケッチ等の作品を活用・掲載することも考えられる</p>
他都市の参考事例	<p>◆スケッチから始めるまちづくり！：三重県桑名市 ⇒まちの魅力的な風景や、残したい素敵な風景を題材とし、街並みスケッチの描き方を学ぶ「まちづくり講座 街並みスケッチ編」を実施</p> <p>◆北見市景観フォトコンテスト：北海道北見市 ⇒市内の美しい景観を探すことや、景観に対する意識を高めてもらうために開催</p>

取組み事例⑤：「景観形成の取組み事例・方法を学ぶ！」取組み

分類	③学ぶ
活動主体	<ul style="list-style-type: none"> ◆小名浜まちづくり市民会議 ◆小名浜地区商店連合会 ◆行政（市・県） 等
想定される参加者	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区住民 ◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店 等
方策の内容	<p>◆パネル展示や座学等により、景観形成の取組み事例や方法を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇景観形成に係る取組み紹介パネルの展示 ◇景観形成の専門家により、景観形成に係る事例紹介や具体的な取組み内容等に係るセミナー等の開催 等 <p style="text-align: center;">▼ 方策イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">出典：《左》防府市ホームページ 《右》景観まちづくり講座事例集（国土交通省）</p>
取組み効果 を高めるための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ◆パネルの展示にあたっては、都市景観大賞（主催：「都市景観の日」実行委員会）の受賞地区における取組みを紹介した国土交通省資料を活用することが考えられる ◆買い物客や通行者の目につきやすくするため、パネルの展示場所として、まちづくりステーション小名浜やポケットパーク等オープンスペースの活用をすることも有効 ◆セミナーの開催にあたっては、県の景観アドバイザーを通じたセミナー等の開催が考えられる
他都市の参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ◆防府市景観シンポジウム：山口県防府市 ⇒市内の「自然」「歴史・文化」「生活」など、多様で良好な景観資源を次世代に継承するため、景観まちづくりへの関心を高めていくことを目的としたシンポジウムを開催 ◆まちづくり彩々展：北海道江別市 ⇒毎年の「都市景観の日」に合わせ、市内3箇所の公民館において、都市景観づくりに関する様々な情報を、写真やパネル、パンフレット等から学べる機会を創出

取組み事例⑥:「小名浜の風景の成り立ちを学ぶ！」取組み

分類	③学ぶ
活動主体	<ul style="list-style-type: none"> ◆小名浜まちづくり市民会議（歴史と文化づくり委員会） ◆小名浜地区商店連合会 ◆UDOK. ◆行政（市・県） 等
想定される参加者	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区住民 ◆小名浜地区商店連合会加盟の各商店 等
方策の内容	<p>◆「小名浜らしい風景の発掘」や「小名浜の歴史学習」等のワークショップを開催し、小名浜地区の景観形成の成り立ち等について学ぶ</p> <p style="text-align: center;">▼ 方策イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">出典：《左》景観まちづくり講座事例集（国土交通省） 《右》青森県ホームページ</p>
取組み効果 を高めるための工夫	<p>◆「まちの風景を切り取り、再認識する！」取組みとの同時開催により、特定の小名浜地区内の資源（うだつのあるまち並み、寺社 等）の歴史的背景や特徴等に関する学習と合わせ、写真撮影やスケッチ等ができる場を創出することも有効</p>
他都市の参考事例	<ul style="list-style-type: none"> ◆まちなみウォッチング：佐賀県佐賀市 ⇒親子（小学生）を対象とし、市職員による建築物の歴史や由来、先人の工夫等の解説を交えたまち歩きの実施 ◆あおもり屋外広告タウンミーティング：青森県 ⇒県や市町村の屋外広告物行政担当者、屋外広告業者が集まり、まち歩きやワークショップを行い、「良好な屋外広告物の景観とは何か」等について意見交換・情報共有を実施

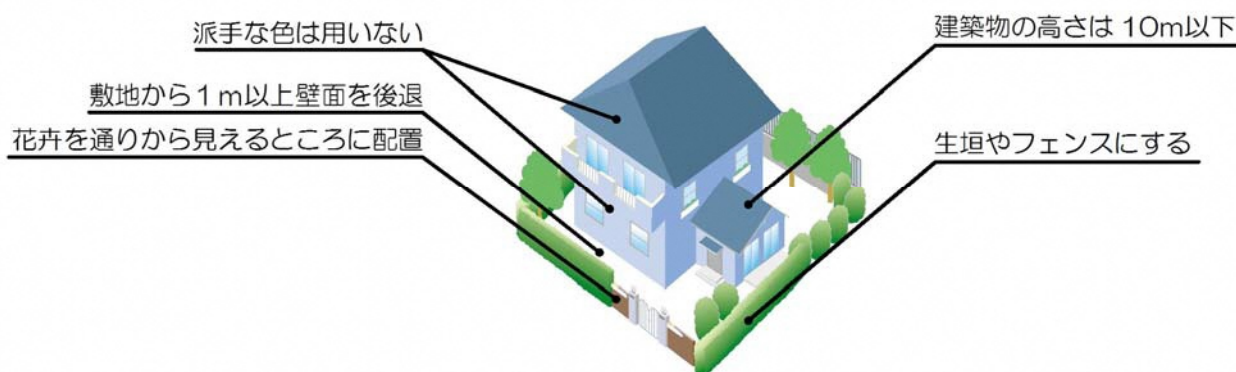
(2)「独自の景観形成」の実施に向けた景観ルール(各種制度等の活用)

景観意識啓発に係る取組みの継続により、地区住民や商店、団体等の「独自の景観形成」に対する要請が高まった際、汐風竹町通りや行政区等の単位における景観ルール(各種制度等の活用)を設けることが考えられます。

それぞれの手法は、ルール化できる内容や規制の範囲等が異なるため、ルールを設定するエリアの大きさ、内容等に応じて選択することが重要です。

▼ 景観ルールの設定手法(各種制度)の概要

	制度	概要
1	自主協定	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者等の関係者間で、お互いに相手が履行することを信用して「紳士協定」を締結するもの 建築指針(ルールの内容を明文化したもの)等を作成し、関係者間で共有することで景観づくりを行う
2	建築協定 (根拠法:建築基準法)	<ul style="list-style-type: none"> 土地の所有者等の全員の合意により、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等に関する基準についての協定を締結するもの 協定締結時にいわき市が認可することで、その内容の安定性や持続性を保証
3	景観形成重点地区 (根拠法:景観法)	<ul style="list-style-type: none"> 重点的に景観形成を図る必要のある場所を指定し、地域の方が中心となって必要なルール(「地区景観基本計画」「地区景観形成基準」)を定め、そのルールに基づきながら個性豊かなまちづくりを進めるもの 景観形成重点地区では、一定規模未満を除き、建築物等の新築・改築、外観の模様替え等を実施する場合に市へ事前相談を行い、「景観形成重点地区行為届出」等の提出が必要となる
4	地区計画 (根拠法:都市計画法)	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた詳細なまちづくりのルールを都市計画に定めるもの 地区整備計画において、建築物等の高さや形態意匠の制限のほか、用途、容積率・建蔽率、敷地面積、壁面位置の制限等を定めることが可能



▲ 景観ルールの内容例

2-3. 「交通錯綜軽減」に関する取組み

2-3-1. 「交通錯綜軽減」に関する課題と取組みの方向性

「交通錯綜軽減」に関し、都市センターゾーン整備後のゴールデンウィーク等大型連休を中心とした混雑期における「交通の錯綜軽減」を実現するため、「広域アクセス路への誘導」や「円滑な駐車場運用」等に向けた取組みを進めていきます。

現状と課題の整理

- ◆都市センターゾーン整備後も混雑が懸念されるゴールデンウィーク等の大型連休を中心に、交通の錯綜を軽減する必要があります。
 - ◇ゴールデンウィーク等の大型連休を中心に、アクアマリンパークへの来訪交通により、鹿島街道や各施設駐車場等で渋滞や混雑が発生
 - ◇アクアマリンパーク及びイオンモールの各駐車場は、一体的な駐車場利用を可能とする予定
 - ◇新小名浜魚市場の業務交通と観光交通が錯綜し、業務・観光交通の円滑な移動や歩行者の安全性が損なわれることが懸念

方向性

- ◆大型連休を中心に、鹿島街道等の周辺幹線道路の混雑緩和を図ります。
- ◆大型連休を中心に、アクアマリンパーク及びイオンモールの各施設が連携し、駐車場の円滑な利用を進めます。
- ◆新小名浜魚市場といわき・ら・ら・ミュウ間で連携し、施設間の交通錯綜を軽減します。

今後の取組み内容

- ①立て看板等による路側での案内誘導や交通案内マップを活用し、
広域アクセス路への誘導による街なかの混雑緩和を図ります。
 - ◆当面は、「交通案内マップ」を様々な主体（民間・行政等）が共有・情報発信し、観光目的の来訪者を中心とした案内誘導を促進します。
 - ◆大型連休にアクアマリンパーク3者及びイオンモール等の主要施設が主体となり、鹿島街道等の混雑緩和に向けた路側での案内誘導の実現を目指します。
 - ◆さらに、イオンモール開業後の交通実態を確認しつつ、交通誘導方策の見直し、大型連休以外での必要に応じた方策の展開を図ります。
- ②主要施設間の連携により、駐車場の円滑な運用を図ります。
 - ◆当面は、「駐車場案内マップ」を様々な主体（民間・行政等）が共有・情報発信し、アクアマリンパーク及びイオンモール各駐車場が一体的に利用できることを周知します。
 - ◆大型連休にアクアマリンパーク3者が各駐車場の満・空情報の把握・共有を図り、当該情報を活用し、円滑な駐車場利用の実現に向けた連携・案内誘導の実現を目指します。
 - ◆さらに、イオンモール開業後の交通実態を確認しつつ、満・空情報の把握・共有・案内誘導方策の見直しや駐車場情報の発信、大型連休以外での必要に応じた方策の展開を図ります。
- ③港湾交通（業務）と来訪者交通（観光・買い物）との交通錯綜を軽減します。
 - ◆当面は、2者での情報交換を継続しつつ、小名浜魚市場本格稼働後は、交通実態を確認しつつ、交通錯綜軽減方策（案）を活用し必要な施策を実施します。
- ④イオンモール開業後の交通実態を踏まえ、
交通錯綜軽減に向けたソフト施策（案）を検討します。
 - ◆イオンモール開業後の交通実態を確認しつつ、「自動車利用削減方策（公共交通の利用促進、地域主体の新たなバス運行等）」や「地区内移動支援方策（レンタサイクル、ショッピングカートの共同利用等）」について、具体的な実施主体が明確になったものから検討を行います。

2-3-2. 「交通錯綜軽減」に関する取組み

(1) 広域アクセス路への誘導に資する情報内容や提供手段(案)

ゴールデンウィーク等の大型連休を中心とした混雑期について、鹿島街道等幹線道路の混雑緩和に向け、平や湯本方面からの交通は（主）小名浜小野線を使用して神白方面に、勿来や泉町方面からの交通は臨港道路を使用して第六号埠頭方面に誘導していくことを目指します。

当面は、「交通案内マップ」を様々な主体（民間・行政等）が共有し、各主体のホームページへの掲載や施設での掲出・配布等により情報発信し、観光目的の来訪者を中心とした案内誘導を促進します。なおマップは、趣旨（アクセス経路の明示）を変更しない範囲で、各主体による改良を可能とします。

また、大型連休を中心とした混雑期に、アクアマリンパーク3者及びイオンモール等の主要施設が主体となり、鹿島街道等の混雑緩和に向けた路側での案内誘導の実現を目指します。

さらに、イオンモール開業後の交通実態を確認しつつ、交通誘導方策を見直すとともに、大型連休以外でも必要に応じた方策の展開を図ります。

《路側での案内誘導方法(案)》

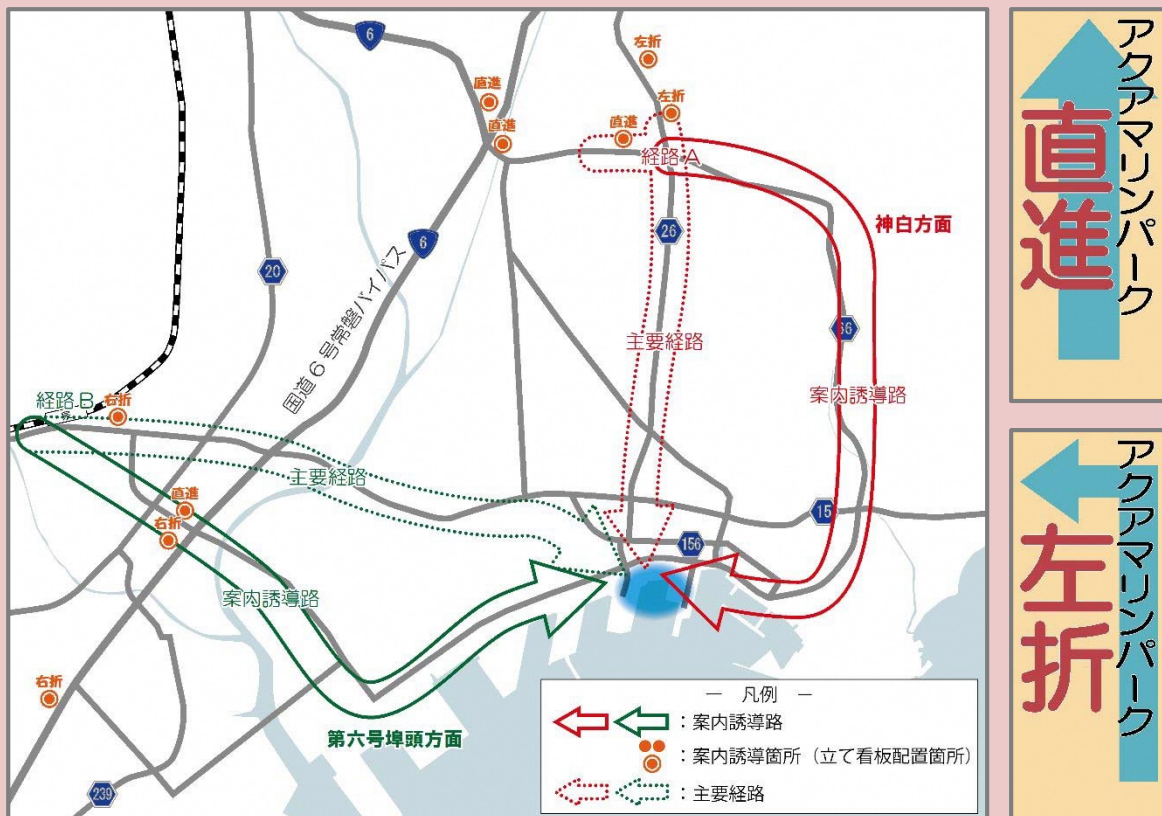
【実施主体】

- ◆アクアマリンパーク3者
- ◆イオンモール

【案内誘導ツール】

- ◆立て看板（有人を含む）

【案内誘導箇所(立て看板配置箇所)及び立て看板デザイン例】



アクアマリンパーク 交通案内マップ



▲ アクアマリンパーク交通案内マップ

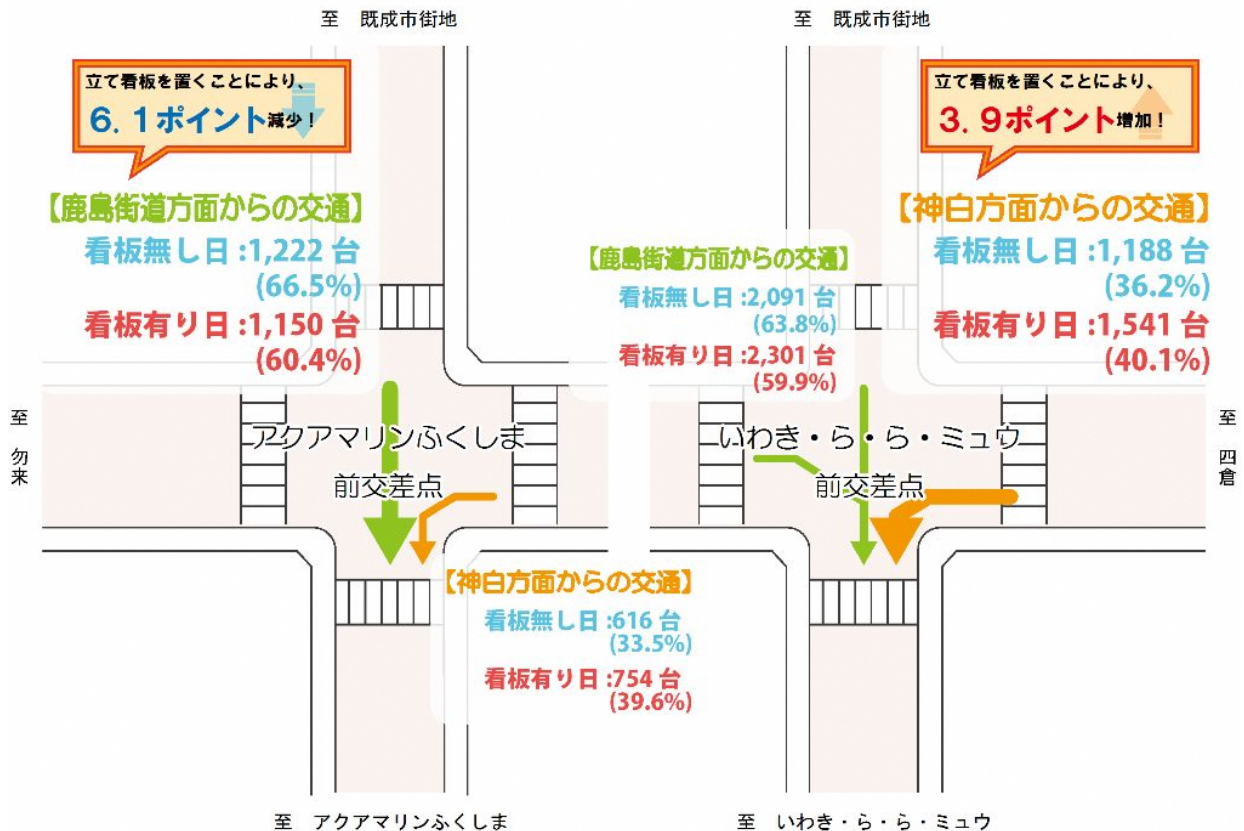
Topic: 立て看板の設置による、迂回路への案内誘導に係る実証実験結果

【実験の目的】 迂回路（神白方面）への案内誘導を立て看板により実施し、その効果を確認する。

【実験実施日】 立て看板なし：8月14日（金）、立て看板あり：8月15日（土）

【実験方法】 アクアマリンパーク前の交差点で交通量調査（7時～19時）を行い、両日の交通量を比較して誘導効果を確認する。

【実験結果】 立て看板の有り・無しによる交通量の比較を行った結果、案内誘導による一定程度の効果を確認しました。



▲ 実証実験の結果



◆ 立て看板の設置により、神白方面への誘導を促進！



【平方面からの交通】

【湯本方面からの交通】

▲ 立て看板配置位置及び配置状況

(2) 駐車場の満・空情報の把握・共有方法と連携方策(案)

ゴールデンウィーク等の大型連休を中心とした混雑期について、駐車場待ち等の混雑緩和に向け、アクアマリンパーク及びイオンモールの各駐車場が連携し、一体的で円滑な駐車場利用の実現を目指します。

当面は、「駐車場案内マップ（海遊マップ）」を様々な主体（民間・行政等が共有し、各主体のホームページへの掲載や施設での掲出・配布等により情報発信し、観光目的の来訪者を中心とした、「一体的な駐車場利用が可能であること」の周知を図ります。なおマップは、趣旨（駐車場情報）を変更しない範囲で、各主体による改良を可能とします。

また、大型連休を中心とした混雑期に、アクアマリンパーク3者が各駐車場の満・空情報の把握・共有を図り、当該情報を活用し、イオンモールを含めた円滑な駐車場利用の実現に向けた連携・案内誘導の実現を目指します。

さらに、イオンモール開業後の交通実態を確認しつつ、各駐車場の満・空情報の把握・共有・案内誘導方策の見直しや駐車場情報の発信等を進めるとともに、必要に応じ、大型連休以外でも必要に応じた施策の展開を図ります。

《駐車場の満・空情報の把握・共有方法と連携方策(案)》

【実施主体】

- ◆アクアマリンパーク3者：アクアマリンパーク各駐車場の満・空情報の把握・共有
：各駐車場の満・空情報を活用した誘導員等による案内誘導
- ◆イオンモール：各駐車場の満・空情報を活用した誘導員等による案内誘導

【アクアマリンパーク各駐車場の満・空情報の把握方法】

- ◆係員が場内を巡回し、目視により各駐車場の満・空情報を把握・整理
(満・空情報の把握レベル及び各駐車場の情報更新頻度)

	状況	概要
満・空情報の把握 レベル	空き有り	駐車場に概ね8割以上の空きがある状況
	混雑	駐車場に概ね1~2割程度の空きがある状況
	満車	駐車場に概ね空きが無い状況
情報更新頻度	1人体制	概ね30分に1回の情報更新が可能
	2人体制	概ね15分に1回の情報更新が可能
	3人体制	概ね10分に1回の情報更新が可能

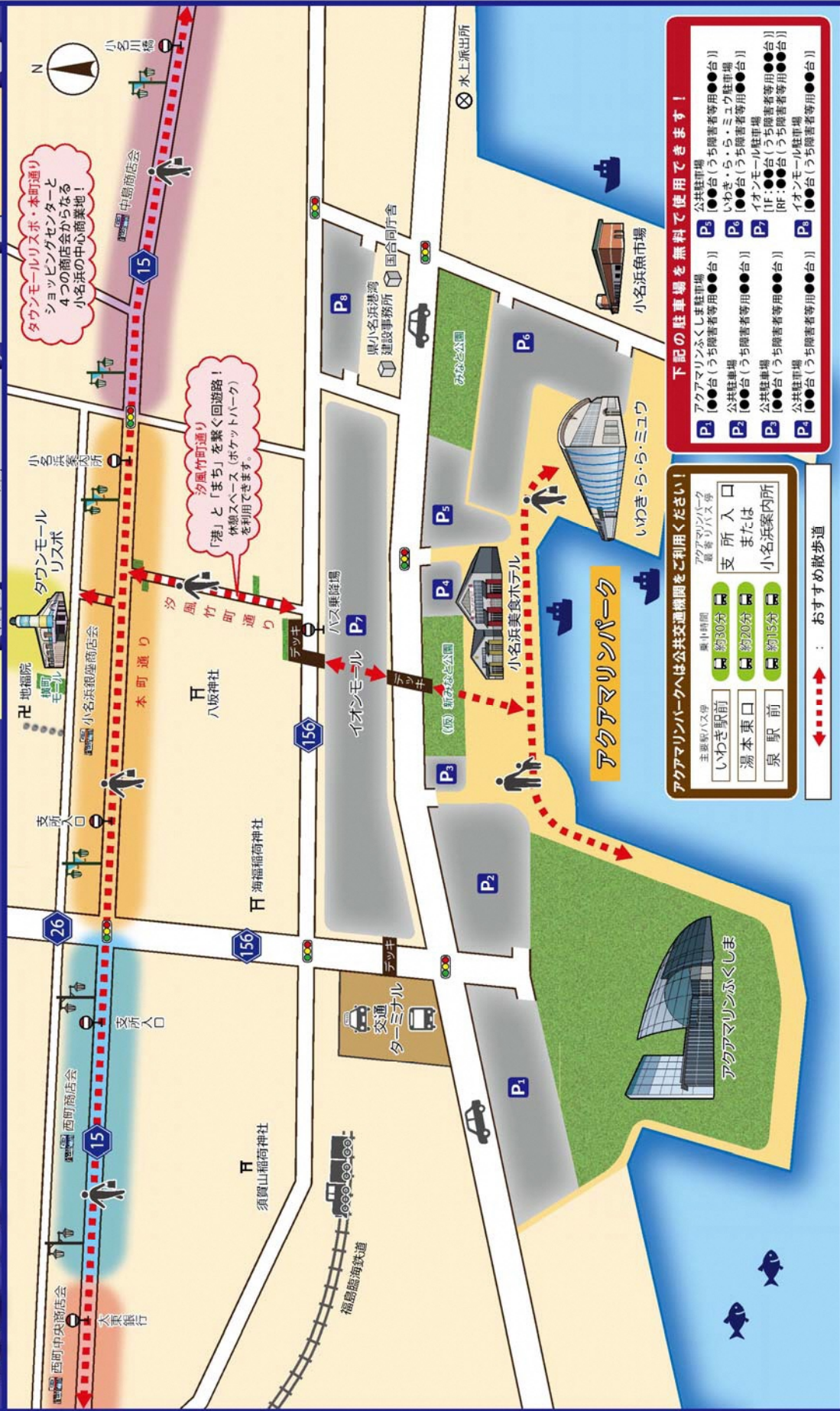
【駐車場の満・空情報の共有方法】

- ◆「Google マイマップ」サービスを利用し、係員が場内を巡回しつつ、係員自らがタブレット端末等により、把握した情報を整理・更新

【連携方策】

- ◆各駐車場の満・空情報を活用した、誘導員による案内誘導の共通ルール（満車の際は直近の空き駐車場に案内誘導、他駐車場が「混雑」の場合は案内誘導を行わない等）を定め、各施設管理者間で共有・運用

アクアマリンパーク 海遊マップ



下記の駐車場を無料で使用できます!

P1	アクアマリンふくしま駐車場 (公共)
P2	湯本東口 (公共)
P3	泉駅前 (公共)
P4	小名浜市内所 (公共)
P5	(仮)新みなと公園 (公共)
P6	いわき・ら・ら・ミュウ (公共)
P7	小名浜美食ホテル (公共)
P8	県小名浜港湾建設事務所 (公共)

アクアマリンパークへは公共交通機関をご利用ください!

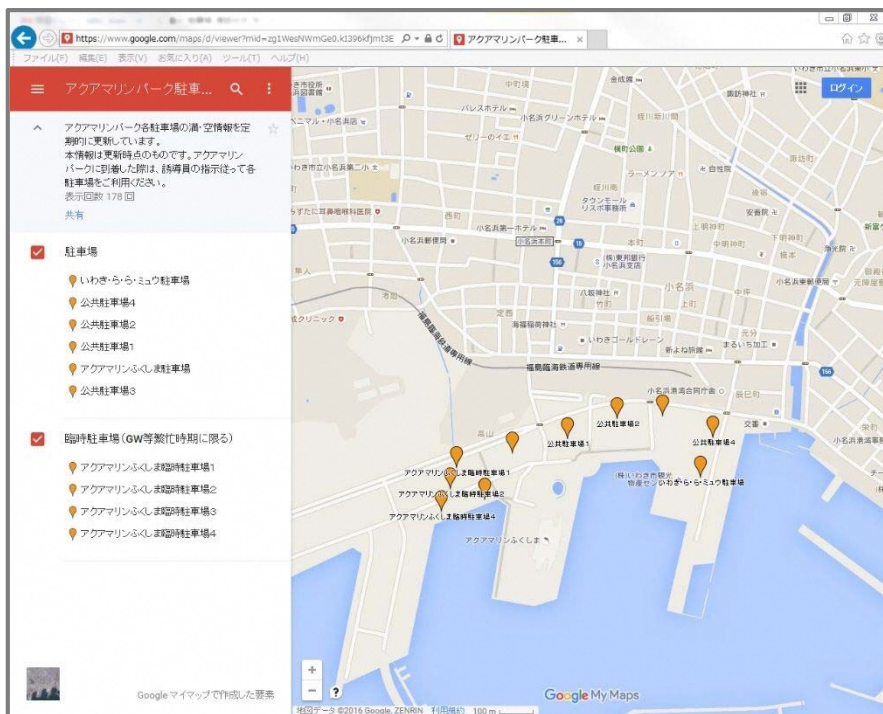
主要駅バス停	乗車時間	支所入口
いわぎ駅前	約30分	アクアマリンパーク 乗車バス停
湯本東口	約20分	支所入口
泉駅前	約15分	または 小名浜市内所

おすすめ散歩道

▲ アクアマリンパーク海遊マップ (駐車場案内マップ)

Topic:「Google マイマップ」サービスとは？

- ◆マイマップとは、Google 社のグーグルマップをベースとして、自らがカスタマイズしたマップをオンライン上で共有し、一般公開も可能な無料コンテンツ
(マイマップ : <https://www.google.co.jp/maps/d/splash?app=mp>)
- ◆グーグルマップ上に、「ポイント」「線・面」や「文字情報」等を追加することで、店舗の位置や案内誘導ルート等の情報をオンライン上で視覚化することが可能
- ◆Google 社のアカウントを持つ者であれば、1つのマップを複数人で管理・編集することが可能
- ◆マイマップは、「①編集者間のみが閲覧」「②公開 URL を知る者のみが閲覧」「③ウェブ上で全ての人に公開」の3段階で情報共有・発信が可能
- ◆「無料」「編集が容易」「観光客等宛てに一般公開も可能」の点から、関係者間で各駐車所の満・空情報を共有するためのツールとしてだけでなく、駐車場位置や台数等の基礎情報や各駐車場満・空情報を一般に発信するツールとしての活用も可能



©Google

©Google

▲ 一般公開時の閲覧画面イメージ (左: PCでの閲覧、右: スマートフォンでの閲覧)

(3)小名浜魚市場及びいわき・ら・ら・ミュウ間の交通錯綜軽減方策(案)

小名浜魚市場本格稼働時に懸念される港湾交通（業務）と来訪者交通（観光・買い物）との錯綜を軽減するため、小名浜魚市場及びいわき・ら・ら・ミュウの2者が連携し、必要な施策を実施します。

当面は、2者間で水揚げ情報や施設稼働状況、繁忙時間帯等の情報交換を実施・継続しつつ、小名浜魚市場稼働後は、交通実態を確認しつつ、必要な交通錯綜軽減方策を実施します。



▲ 交通錯綜軽減方策 (案)



▲ 小名浜魚市場本格稼働後に懸念される課題

(4)イオンモール開業後の交通実態に合わせた交通錯綜軽減に向けたソフト施策(案)

イオンモール開業後の交通実態を確認しつつ、発生した新たな課題に対し、「自動車利用削減方策」や「地区内移動支援方策」等の対応方策について、具体的な実施主体が明確になったものから検討を行い、施策の展開を図ります。

なお、これらの施策の展開や「広域アクセス路への誘導」「駐車場の円滑な運用」の実践・継続するため、地区住民・事業者、交通事業者や行政で構成されるマネジメント組織等を設置し、地域の交通実態や課題の共有、必要施策の検討・調整・実践を行うことも考えられます。

《イオンモール開業後の交通実態に合わせた交通錯綜軽減に向けたソフト施策(案)》

①自動車利用の軽減に向けた公共交通活用促進

【目的】

- ◆来訪者の自動車利用を軽減し、鹿島街道等幹線道路の混雑緩和に向けた公共交通の利用促進を目指す。

【内容】

- ◆小名浜地区内で買い物をした場合に、バス乗車券の提供など、運賃補助サービス等を実施する。
- ◆バス利用の証明により、小名浜地区内での買い物に割引サービスを実施する。

【導入に向けた課題】

- ◆小名浜地区内事業者等の中で、目的の共有・協力体制の構築が必要。
- ◆バス事業者と小名浜地区内事業者等との役割分担（費用分担）が必要。

【参考事例】

- ◆お買い物バス券の配布：新潟県長岡市
⇒地域での買い物の際に、バス乗車券を配布
- ◆エコショッピング事業：兵庫県神戸市
⇒公共交通利用者に対し、地域での飲食料金等の割引や景品のプレゼントを実施



▲ バス乗車券の提供イメージ

②地区内移動支援に資する新たな交通手段の導入による回遊支援

【目的】

- ◆来訪者の小名浜地区内での自動車利用を軽減するほか、既成市街地～都市センターゾーン～アクアマリンパーク間を中心とした回遊支援を図るため、必要な交通手段の導入を目指す。

【内容】

- ◆アクアマリンパーク内や汐風竹町通り、既成市街地の各商店等への回遊を支援するため、レンタサイクルやセグウェイ（公道以外）等を導入する。
- ◆来訪者の小名浜地区内における回遊支援を図り、地区住民の新たな交通手段としても活用が可能なコミュニティバス等の交通手段を導入する。

【導入に向けた課題】

- ◆レンタサイクルやセグウェイ等の管理・貸出・料金徴収等を行う実施主体が必要。
- ◆来訪者や地域住民を対象とした需要調査やバス事業者との役割分担（運行頻度、費用分担）が必要。

【参考事例】

- ◆セグウェイツアー：国営武蔵丘陵森林公園
⇒セグウェイにより、広大な園内を巡るツアーを実施
- ◆まちバス：香川県高松市
⇒商店街と交通事業者による、中心駅と商店街とのアクセス改善に資する市街地循環バスの導入



出典：国土交通省資料

▲ 「まちバス（香川県高松市）」の概要

③買い物品等の運搬補助による回遊支援

【目的】

- ◆来訪者の回遊性向上に向け、お土産等の購入商品、手荷物等を気にせず買い物や散歩等の回遊を支援する新たなサービスの導入を目指す。

【内容】

- ◆既成市街地各商店会・イオンモール・アクアマリンパークの各所で、ショッピングカートの共同利用を進める。
- ◆既成市街地各商店会・イオンモール・アクアマリンパークの各所で購入したお土産品等を取りまとめ、取扱店から自宅への共同配送サービスを展開する。

【導入に向けた課題】

- ◆小名浜地区内事業者等の中で、目的の共有・協力体制の構築が必要。
- ◆配送事業者と小名浜地区内事業者等の役割分担（集荷のルール、費用分担）が必要。

【参考事例】

- ◆ショッピングカートの共同利用：愛知県豊田市
⇒中心市街地の指定エリア内（屋外を含む）を対象に、各店舗共通で利用が可能なショッピングカートを導入
- ◆共同配送：青森県八戸市
⇒中心商店街で買い物をした商品を対象とし、取扱店から自宅へまとめて配送するサービスを導入



出典：経済産業省資料

▲ ショッピングカートの共同利用（愛知県豊田市）



出典：経済産業省資料

▲ 共同配送（青森県八戸市）

資料：計画策定の経緯、ワーキンググループ委員名簿及び各部会員名簿

▼ 計画策定の経緯

	実施事項	
	賑わい・景観	交通
平成 26 年度	◆《8月19日》第22回 小名浜港背後地等の整備に係る連絡・調整会議	
	◆《9月25日》小名浜の新たな魅力創造事業に係る第1回ワーキンググループ会議	
	◇《9月25日》第1回 賑わい・景観部会 賑わいを既成市街地へ波及させる方法 賑わい創出につながる景観形成	◇《10月29日》第1回 交通部会 小名浜港背後地及び周辺における 交通の現状・問題・課題の共有
	○《10月12日》小名浜絆まつり 調査実施 回遊状況調査、来場者・運営者意向調査	◇《12月17日》第2回 交通部会 問題・課題に対するアイデアの具体化 迂回路への案内誘導、効率的な駐車場の運用
	◇《11月19日》第2回 賑わい・景観部会 賑わいを波及させるための取組み 賑わい創出につながる景観形成に向けた取組み	◇《2月3日》第3回 交通部会 問題・課題に対するアイデアの具体化 新魚市場周辺の錯綜抑制 迂回路への案内誘導、効率的な駐車場の運用
	○《12月24日》小名浜絆まつり 調査実施 小名浜絆まつり実行委員会ヒアリング調査	-
	◇《1月21日》第3回 賑わい・景観部会 短期的に取り組むべき施策	-
	◆《2月20日》小名浜の新たな魅力創造事業に係る第2回ワーキンググループ会議	
	◆《3月20日》第23回 小名浜港背後地等の整備に係る連絡・調整会議	
	平成 27 年度	○花壇育成プロジェクト 実証実施 《6月6日》種子蒔き 《7月2日》プランターづくり 《7月2日～》地域での育成・飾り付け 《8月27日～》参加者アンケート調査
◇《7月1日》第4回 賑わい・景観部会 活動支援体制の具体化 (一) 小名浜港線沿道の景観形成方針		◇《8月11日》第4回 交通部会 「広域アクセスマップ」「駐車場案内マップ」づくり ○《8月14日・15日》お盆 実証実施 立て看板による迂回路への案内誘導に係る実証
○《10月11日》小名浜絆まつり 実証実施 汐風竹町通りの歩行者天国化 ポケットパーク整備予定地(県有地)等の利活用 おもてなし花広場の設置		○《9月21日・22日》シルバーウィーク 調査実施 駐車場の満・空情報の把握・情報整理に係る基礎調査
○《10月11日》小名浜絆まつり 調査実施 回遊状況調査、来場者・運営者意向調査		
○《11月12日》小名浜絆まつり 調査実施 小名浜絆まつり実行委員会ヒアリング調査		◇《12月18日》第5回 交通部会 広域アクセス路への誘導に資する情報内容や提供手段 駐車場の満・空情報の把握・共有方法と連携方策 「広域アクセスマップ」「駐車場案内マップ」
◇《11月27日》第5回 賑わい・景観部会 回遊促進方策(案) 汐風竹町通りポケットパーク等使用のルール 景観形成に向けた継続的な意識啓発方策(案)		-
◇《2月3日》第6回 賑わい・景観部会 県整備ポケットパークの維持・管理体制 活動支援体制や使用のポケットパーク等ルール 回遊促進方策(案)～取組み事例集～ 景観意識啓発方策(案)～取組み事例集～		-
◆《2月26日》小名浜の新たな魅力創造事業に係る第3回ワーキンググループ会議		
◆《3月18日》第24回 小名浜港背後地等の整備に係る連絡・調整会議		

▼ 小名浜の新たな魅力創造事業に係るワーキンググループ会議委員名簿

区分	関係機関・団体名	委員（敬称略）		備考
		職名	氏名	
民間	いわき商工会議所	理事・事務局長	小林 裕明	
	小名浜まちづくり市民会議	会長	佐藤 毅	
	特定非営利活動法人小名浜まちづくり市民会議	理事長	大橋 錦一	
	公益社団法人いわき青年会議所	直前理事長	赤津 慎太郎	渡邊 大輔（第2回まで）
	小名浜地区行政嘱託員（区長）小名浜第1支部	第一支部長	小野 佳秀	
	小名浜地区行政嘱託員（区長）小名浜第2支部	区長（西芳川）	大津 清勝	
	公益財団法人ふくしま海洋科学館	常務理事兼副館長	塩見 俊夫	阿部由之助（第2回まで）
	(株)いわき市観光物産センター	代表取締役専務	石井 和一	佐藤 隆（第2回まで）
	小名浜美食ホテル(株)アクアマリンパークウェアハウス	代表取締役社長	鈴木 泰弘	
	小名浜地区商店連合会	会長	作山 勝広	
	小名浜西町中央商店会	会長	坂本 勝吉	
	小名浜西町商店会	副会長	菅原 芳彦	
	小名浜銀座商店会	会長	草野 邦雄	
	協同組合中島商店会	代表理事	馬上 典久	
	小名浜名店街協同組合タウンモールリスポ	代表理事	馬上 忠一郎	
	小名浜絆まつり実行委員会	事務局長	馬上 信弘	
	福島県漁業協同組合連合会	代表理事会長	野崎 哲	
	小名浜機船底曳網漁業協同組合	理事	柳内 孝之	
	福島県旋網漁業協同組合	（参事）	（小松 公明）	第1回まで
	小名浜水産加工業協同組合	代表理事組合長	小野 利仁	
新常磐交通(株)	執行役員乗合部長	門馬 誠		
イオンモール(株)東北開発部	部長	加藤 寿		
行政	国土交通省東北地方整備局小名浜港湾事務所企画調整課	企画調整課長	小野寺 美昭	盛田 貴仁（第2回まで）
	福島県まちづくり推進課まちづくり推進担当	主任主査	湯田 博文	伏見 聡（第2回まで）
	福島県いわき地方振興局地域づくり・商工労政課	副部長兼課長	橋内 俊之	
	福島県いわき建設事務所企画調査課	課長	馬場 靖	鈴木由起彦（第2回まで）
	福島県小名浜港湾建設事務所企画調査課	課長	笹本 進	
	福島県警察本部いわき東警察署交通課	交通課長	根本 雄太郎	坂下 浩一（第2回まで）
	いわき市行政経営部行政経営課	課長	齊藤 和哉	山田 誠（第2回まで）
	いわき市商工観光部商工労政課	課長	渡邊 一弘	
	いわき市都市建設部	次長	吉田 三正	
	いわき市都市建設部都市計画課	参事兼課長	比佐 圭三郎	西原 衡作（第2回まで）
	いわき市都市建設部総合交通対策室	室長	本田 功	高萩 正人（第2回まで）
	いわき市都市建設部都市復興推進課	参事兼課長	根本 英典	高木 桂一（第2回まで）
	いわき市小名浜支所	参事兼次長	緑川 直行	

▼ 賑わい・景観部会員名簿

区分	関係機関・団体名	部会員（敬称略）		備考
		職名	氏名	
民間	特定非営利活動法人小名浜まちづくり市民会議	まちなか潮目委員会 委員長	川田 政雄	
	(株)いわき市観光物産センター	営業推進室	小玉 浩幸	
	小名浜美食ホテル(株) アクアマリンパークウェアハウス	代表取締役社長	鈴木 泰弘	
	小名浜地区商店連合会	会長	作山 勝広	
	小名浜西町中央商店会	会長	坂本 勝吉	
	小名浜西町商店会	副会長	菅原 芳彦	
	小名浜銀座商店会	会長	草野 邦雄	
	協同組合中島商店会	代表理事 (常務理事)	馬上 典久 (松原 基勝)	
	小名浜名店街協同組合タウンモールリスポ	代表理事	馬上 忠一郎	
	小名浜絆まつり実行委員会	事務局長	馬上 信弘	
	小名浜機船底曳網漁業協同組合	理事	柳内 孝之	
	小名浜水産加工業協同組合	代表監事	櫻井 料	
	イオンモール(株)東北開発部		賀須井 俊之	
行政	国土交通省東北地方整備局小名浜港湾事務所企画調整課	沿岸防災調査官	藁谷 祐介	
	福島県まちづくり推進課 まちづくり推進担当	主任主査	湯田 博文	伏見 聡(第3回まで)
	福島県いわき地方振興局地域づくり・商工労政課	主事	坂内 優紀	大橋 隆裕(第3回まで)
	福島県いわき建設事務所企画調査課	課長	馬場 靖	鈴木 由起彦(第3回まで)
	福島県小名浜港湾建設事務所企画調査課	主査	堀 久朗	齋藤 安浩(第3回まで)
	いわき市商工観光部商工労政課	商業振興係長	平子 博文	中村 寛(第3回まで)
	いわき市都市建設部都市計画課	計画係長	根本 信和	
		主任主査兼景観係長	坂本 聡	植野 勝(第3回まで)
いわき市小名浜支所	主幹兼課長補佐	西丸 巧		

▼ 交通部会員名簿

区分	関係機関・団体名	部会員（敬称略）		備考
		職名	氏名	
民間	いわき商工会議所	企画総務部長	小野 英二	
	小名浜まちづくり市民会議	会長	佐藤 毅	
	公益社団法人いわき青年会議所	理事長	赤津 慎太郎	渡邊 大輔（第3回まで）
	小名浜地区行政嘱託員（区長）小名浜第1支部	副会長	運賀 達郎	
	小名浜地区行政嘱託員（区長）小名浜第2支部	区長（西芳川）	大津 清勝	
	公益財団法人ふくしま海洋科学館	常務理事兼副館長	塩見 俊夫	阿部 由之助（第3回まで）
	(株)いわき市観光物産センター	営業推進室室長	小玉 浩幸	
	小名浜名店街協同組合タウンモールリスポ	代表理事	馬上 忠一郎	第2回から
	福島県漁業協同組合連合会	代表理事会長	野崎 哲	
	小名浜機船底曳網漁業協同組合	理事	柳内 孝之	
	福島県旋網漁業協同組合	参事	小松 公明	
	小名浜水産加工業協同組合	理事	上野台 優	
	新常磐交通(株)	乗合部次長	鈴木 敏	森 正徳（第3回まで）
	イオンモール(株)東北開発部		賀須井 俊之	
行政	国土交通省東北地方整備局小名浜港湾事務所企画調整課	企画調整係長	百澤 康雄	
	福島県いわき建設事務所企画調査課	課長	馬場 靖	鈴木 由起彦（第3回まで）
	福島県小名浜港湾建設事務所企画調査課	主査	堀 久朗	齋藤 安浩（第3回まで）
	福島県警察本部いわき東警察署交通課	交通課長	根本 雄太郎	坂下 浩一（第3回まで）
	いわき市都市建設部都市計画課	計画係長	根本 信和	
	いわき市都市建設部総合交通対策室	総括主査	阿部 宣之	稲田 千尋（第3回まで）
	いわき市都市建設部都市復興推進課	主任技査兼係長	渡邊 直	